

# 新潟市高等学校定時制課程教科書給与事業実施要領

平成 9年1月1日

一部改正 平成14年4月1日

## (目的)

第1条 この要領は、勤労青少年の高等学校の定時制課程への修学を促進し教育の機会均等を保障するために、高等学校の定時制課程に在学する者を対象として行う教科書給与事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において、「有職生徒」とは、定職に就いている者及び1年間におおむね90日以上パート又はアルバイトに就いている者とする。

2 「定職」とは、年間を通じて一定の職業をもち、その収入によって本人又は家族の生活の全部又は一部を賄っている場合（自家営業等に従事する場合を含む。）をいうものとする。

3 「パート又はアルバイト」とは、定職の定義にあてはまらない就労形態をいうものとする。

## (教科書給与の対象者)

第3条 教科書給与の対象となる者は、高等学校の定時制課程の本科に在学する有職生徒のうち給与を希望する者で、当該年度において履修するための教科書を購入する者とする。

第4条 前条に規定する対象者のほかに、有職生徒以外の生徒で、疾病その他やむを得ない事由により学校長が適当と認められた者については、教科書の給与の対象とすることができる。

第5条 第3条及び第4条に規定する対象者の決定にあたっては、証明書等により学校長が適正に対象者を決定するものとする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要領は、平成9年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領は、高等学校定時制課程に平成7年4月1日以降入学した者から適用し、同日前に在学している者(これらの者が在学している期間中に他から転学してきた者を含む。)については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。